

議案第 22 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の方を佐野市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めます。

令和 8 年 2 月 20 日提出

佐野市長 金子 裕

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	福 田 文 子	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

理 由

本市の固定資産評価審査委員会委員 福 田 文 子 様は、本年 5 月 18 日をもって任期満了となりますので、その後任者を選任することについて、議会の同意を得たいので提案するものです。

参 考

地方税法抜粋

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第 423 条 …省 略…

2 …省 略…

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4・5 …省 略…

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7－9 …省 略…

(固定資産評価審査委員会の委員の兼職禁止等)

第425条 固定資産評価審査委員会の委員は、次に掲げる職を兼ねることができない。

- (1) 国会議員及び地方団体の議会の議員
- (2) 地方団体の長
- (3) 農業委員会の委員
- (4) 固定資産評価員

2 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村に対して請負をし、又は当該市町村において経費を負担する事業について当該市町村の長若しくは当該市町村の長の委任を受けた者に対して請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人であることができない。

(固定資産評価審査委員会の委員の欠格事項)

第426条 次の各号のいずれかに該当する者は、固定資産評価審査委員会の委員であることができない。

- (1) 破産者で復権を得ない者
- (2) 固定資産評価審査委員会の委員の職務に関して罪を犯し刑に処せられた者
- (3) 前号に規定する者を除くほか、拘禁刑以上の刑に処せられた者であつてその執行を終わつてから、又は執行を受けることがなくなつてから、2年を経過しない者
- (4) 国家公務員又は地方公共団体の職員で、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

履 歴 書

住 所

福 田 文 子
[Redacted]

学 歴

- 1 平成14年 3月
- 1 平成21年 3月

[Redacted]
[Redacted]

職 歴

- 1 平成14年 4月 栃木県立がんセンター勤務
- 1 平成18年 2月 同 退職
- 1 平成22年12月 [Redacted]
- 1 平成22年12月 [Redacted]
- 1 平成26年 5月 佐野市固定資産評価審査委員会委員に就任 現在に至る
- 1 平成30年 6月 佐野市市有施設適正配置推進会議委員に就任 現在に至る
- 1 平成31年 2月 佐野市建築審査会委員に就任 現在に至る
- 1 平成31年 4月 } 栃木県西保健所感染症診査協議会委員
- 1 令和 4年 3月 }
- 1 平成31年 4月 } 栃木県東保健所感染症診査協議会委員
- 1 令和 4年 3月 }
- 1 平成31年 4月 } 栃木県北保健所感染症診査協議会委員
- 1 令和 4年 3月 }
- 1 令和 7年 4月 栃木県南保健所感染症診査協議会委員に就任 現在に至る
- 1 令和 7年 4月 栃木県安足保健所感染症診査協議会委員に就任 現在に至る

賞

罰



賞 罰

賞 罰